

三宅町畦畔除去支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町において耕作者の作業効率化及び生産性向上を図るため、農地の区画拡大に協力する農地所有者（以下「所有者」という。）に対し、予算の範囲内において三宅町畦畔除去支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となるのは、三宅町内にある農地の区画拡大を目的に農地間の畦畔を除去する事業とする。

(補助対象農地)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号すべてに該当する農地とする。

- (1) 農地中間管理機構を通じて5年以上の利用権設定が行われている農地であること
- (2) 地域計画の目標地図に位置づけられている者が耕作している農地であること
- (3) 耕作者が所有者本人または配偶者及び世帯員となっていない農地であること
- (4) 除去しようとする畦畔に直接接する所有者の同意を得た農地であること

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 畦畔除去後の農地面積が30アール未満の時は、畦畔に直接接する所有者1名につき2万円とする
 - (2) 畦畔除去後の農地面積が30アール以上の時は、畦畔に直接接する所有者1名につき3万円とする
- 2 前項の規定にかかわらず、当該農地が共有名義の場合は、代表者1名に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三宅町畦畔除去支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理した時は、内容を審査し、その結果を三宅町畦畔除去支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第7条 申請者は、補助事業の内容を変更しようとする時は、速やかに三宅町畦畔除去支援事業補助金変更申請書（様式第3号）に必要書類を添えて町長に提出し、町長の承認を受

けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めた場合は、この限りではない。

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(補助金の交付請求)

第8条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた時は、三宅町畦畔除去支援事業補助金請求書(様式第4号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理した時は、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後、速やかに三宅町畦畔除去支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する時は、交付した補助金の全部又は一部の返還を三宅町畦畔除去支援事業補助金返還命令書(様式第6号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けた時。

(2) 前号のほか、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めた時。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から適用する。